

公益社団法人日本伝熱学会 理事、監事及び協議員の報酬並びに費用に関する規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益社団法人日本伝熱学会（以下「本学会」という。）細則4-8の規定に基づき、役員及び協議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいい、協議員と併せて役員等という。
- (2) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職慰労金であって、その名称のいかんを問わない。
- (3) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 本学会は、役員等の職務執行の対価として報酬等を支給しない。

(講師及び原稿執筆謝金)

第4条 役員等が本学会の主催するセミナー、講習会若しくはシンポジウムなどの会合における講師を委嘱されたとき、又は本学会の出版物に原稿執筆を委嘱されたときは、講師謝金又は執筆謝金を支給する。

(費用)

第5条 本学会は、役員等がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

(改正)

第6条 この規程の改正は、理事会の議決により行うものとする。

附 則

平成23年12月3日理事会承認 平成24年4月1日（公益社団法人日本伝熱学会登記日）施行